

暴力団追放！「三ない運動+1」の推進

暴力団を利用しない



全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です。

恐れは「誤ったイメージから」恐れることは暴力団を助長させる。

暴力団を恐れない



暴力団に金を出さない



金が「腐れ縁の元」暴力団を支援・容認することになる。

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる。

暴力団と交際しない



「警察書道」コンクール2024を開催します！



詳しくは県警ホームページまで↓



今年も「とめ、はね、はらい」で被害防止！
出品料は無料で、優秀作品には表彰（副賞付き）があります。たくさんの出品をお待ちしています！

出品は9月17日（火）まで！

夏はぼんやり運転に注意！

ぼんやり運転※による重大事故は

「8月が最多」

時間帯別の発生状況は

「13時、15時」「郊外の単路」

で多発傾向！！

※集中力や注意力が低下した状態で運転すること



警察行政（高卒程度）の受験申込が 始まります！

警察行政（高卒程度）の受験申込は、8月2日（金）～8月29日（木）です。8月2日（金）から受験案内を配布します。

ホームページやSNSで警察の仕事の魅力を発信中！詳しくはこちらを御覧ください！

採用案内
ホームページ



X



023-625-0871

山形県警察職業説明会in東京

日時：8月6日（火）

場所：エッサム神田ホール2号館

※参加申込締切

8月5日（月）17:15まで

詳しくは県警ホームページまで！



カモンくん

海や川、山でのレジャーは危険と隣り合わせです。
家族や自分の命を守るため、水難・山岳遭難に気をつけましょう。

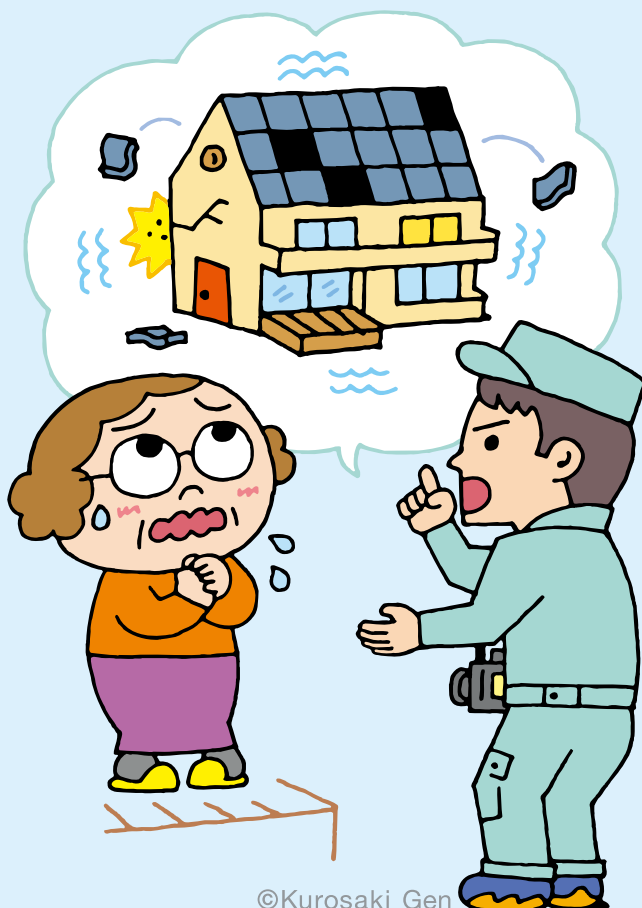
見守り 新鮮情報

震災に便乗した 悪質商法に注意

事例1 見た目では**自宅**に被害はないが、**訪問**してきた工業者に「このままでは**危ない**。**すぐに工事**が必要だ」と言われた。

事例2 「**保険金**を使えば**タダで住宅修理**ができる」と言われたが本当か。

事例3 **市役所を名乗り**、**義援金**を集めると訪問されたが信用できるか。



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

気をつけて!



見守るくん

- 地震等の災害が起こると、その際の混乱や被災者を支援したいという気持ちにつけ込んだ便乗商法と疑われる相談が寄せられます。今後、トラブルが広がる可能性がありますので、注意が必要です。
- 住宅修理等の勧誘をされてもその場ですぐに契約せず、複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。頼んでもいないのに押しかけてきて、しつこく勧誘する事業者には特に注意してください。
- 「保険金が使える」と言われてもその場ですぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談してください。
- 公的機関が、電話や訪問等で義援金を求めることはありません。募っている団体等の活動状況や用途をよく確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

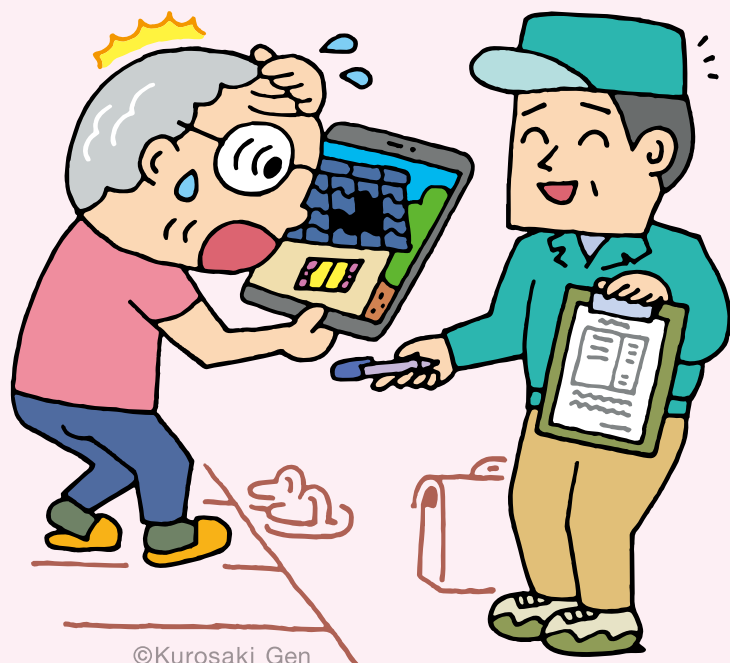
見守り 新鮮情報

訪問したリフォーム業者に「台風で**屋根瓦が浮いている**」と言われ、屋根を見てもらったところ、**写真**を見せられ屋根の**修理**を勧められた。「**火災保険**が下りれば**実費負担なく**工事ができる。

保険の**申請**は**無料**で代行する」と言われ、申込書にサインした。その後、知り合いの業者に**写真**を見せたら**修理の必要はない**と言われた。

申込書には「保険適用前に**キャンセル**すると**10万円**かかる」と書かれている。契約をやめたい。

(80歳代 男性)



©Kurosaki Gen

災害に便乗した 悪質な修理業者に注意

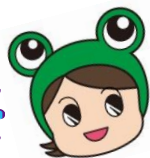
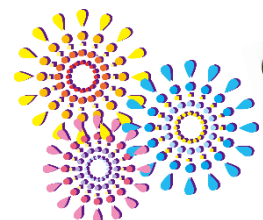
ひとこと助言

災害後の
勧誘に注意



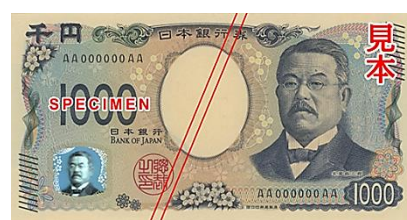
見守るくん

- 災害に便乗して、不必要な住宅修理を契約させられたという相談が寄せられています。
- 「火災保険が使えるので負担はない」「無料で保険の申請代行をする」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。
- 災害により被害を受けたら、慌てずに複数の業者から工事の見積もりを取り検討しましょう。
- また、保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかを自身が加入している保険会社に確認しましょう。
- 家族や周りの人は、高齢者や障がい者の家に不審な訪問者が来ていないか、気を配りましょう。
- 不安を感じたら、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



新紙幣発行に伴うトラブルに注意!!

約20年ぶりとなる新紙幣が7月3日に発行されました。
便乗した詐欺にご注意ください。



- ◎新紙幣発行後も旧紙幣は引き続き使えます。価値を失うことはありません
- ◎金融機関・行政機関が紙幣の交換などを求めることはありません
- ◎不審な電話やメール、訪問があった場合は警察に相談しましょう

～詐欺の事例～

- 「旧紙幣が使えなくなる」と言われ交換を求められた。
- 「その紙幣は偽札だ」と言われ交換を求められた。
- 金融機関の職員を装った者から「新紙幣と交換する」と言われた。



* 警察相談専用電話 『#9110』

* 消費者ホットライン 『188(いやや!)]』





自転車に乗る時は命を守るため
ヘルメットを着用しましょう！

県では高校生を対象に自転車ヘルメット
購入費用の一部助成を行っています

対象者

県内の高等学校に通い
自転車通学許可を受けて
いる方、又はその見込み
の方

助成期間

令和6年10月31日まで



県公式ホームページ

詳しくは
こちらから！

購入方法



- ①購入申込書を県ホームページからダウンロード、又は通学する学校からもらう。
- ②必要事項記入後、学校から確認印をもらう。
- ③事業協力店で購入申込書を提示し、安全基準を満たしたヘルメットを購入する。

交通安全教室 のご案内

県では、交通安全危険予測シミュレータを活用した、**参加・体験型**の危険予測体験教室を実施しています。

- 費用 無料
- 日時 4月～1月の平日
概ね10時～15時
- 人数 10人～50人程度
- 時間 40分～60分程度

ご希望の方は、下記までお電話にてお問合せください。

【消費生活・地域安全課】

☎023-630-2196



浮き具をつけても安心しないで！
子どもの水の事故を防ごう！

海・川・プールなどで水遊びをする機会が多くなるこの時期、子どもの溺水事故が毎年、発生しています。事故を防ぐためのポイントを確認して安全に楽しみましょう。

気をつけてね！



- 子どもだけで水に近づかない、近づけさせない工夫をする
- 大人は目を離さず、手の届く範囲で見守りをする
- 事前に水の危険と対処法を学習し、しっかりと準備する



消費者庁
「子どもの水の事故を防ごう」



国民生活センター
「アームリング付き浮き具に注意」

8月・9月の消費生活法律相談日

- 8月 7日（水）
- 9月 11日（水）

午後2時30分から
午後4時30分まで

弁護士が無料でアドバイスします。

事前予約が必要です。県消費生活センターまでお問合せ下さい。

山形県消費生活センター

**消費者ホットライン188番も
ご利用ください**

〒990-8570

山形市松波2-8-1（山形県庁2階）

《相談受付》月曜～金曜 9:00～17:00

《電話番号》023-624-0999

ホームページはこちら→



最上消費生活センターニュース

新手の詐欺に
気をつけて！

令和6年8月1日発行

『〇〇ペイで返金します』に注意！
～ネットショッピング代金を返金するふりをして、送金させる手口～

① ネットショッピングしたが、
商品が届かない



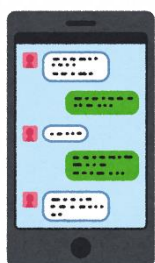
② メールや電話で、ショップから
返金の連絡がある

商品が準備
できないので
返金します。



③ line でやり取り

〇〇ペイで
返金します。
送った〇〇
ペイのリンク
をタップして
ください。



④ リンクをタップすると
〇〇ペイの画面が開き
言われるままに操作
すると…



⑤ 返金してもらうはずが
送金しちゃった



銀行振込で代金を支払っているのに
返金は決済アプリ？
これは極めて不自然です！



👉 ここがポイント！

- ◆ 「〇〇ペイで返金します」と言われたら、
詐欺を疑う！
- ◆ 相手に指示されるがまま、スマートフォン
等を操作しない！



困ったら
すぐに相談
してケロ！



山形県消費生活センター
キャラクター“ケロちゃん”

「旧紙幣が使えなくなる」は詐欺です！



令和6年7月3日から
新紙幣が発行されました！



こんな言葉に**注意**



- 今の紙幣は使えなくなります。
- 新紙幣に交換のため、係の者がうかがいます。
- ATMで新紙幣が使えるか調査しています。
謝金をお支払いするので、ATM操作にご協力ください。



新紙幣発行後も、
今までの紙幣は
引き続き使えます！

金融機関や行政機関
が、「**新紙幣の交換**」
を求めることはあり
ません！

「**ATM操作への誘導**」
や「**紙幣を預かる**」
なども、すべて
詐欺です！



「消費生活出前講座」を利用してみませんか？

- ◆最新の悪質商法について
- ◆契約トラブル等の相談事例紹介
- ◆トラブルへの対処法など

費用は
無料です



講師が各地域に
出向いて、消費生
活に関する知識
を、わかりやすく
お伝えします。

※まずは、お電話でお申し込みください



最上消費生活センター

〒996-0002

新庄市金沢字大道上 2034(最上総合支庁1階)

【相談受付】9:00～17:00

(土日祝日・年末年始除く)

【電話番号】0233-29-1370

「188」で最寄りの消費生活センターにつながります

8月・9月の無料法律相談会

■期日:8月6日(火) 9月10日(火)

■時間:13:30～15:30

■場所:最上総合支庁

■相談時間:お一人様30分となります

弁護士による専門的なアドバイスが、無料で受けられます。

事前予約が必要です。当センターまでお問い合わせください。



見て

触れて

食べて

遊びに
来てね！

ちく さん けん きゅう しよ さん かん で
畜産研究所 参観デー

令和6年 **8月31日(土)** 10時～15時

山形県農業総合研究センター畜産研究所

新庄市大字鳥越字一本松1076番地 (TEL: 0233-23-8811)

子供たち大歓迎！！

- 最新の研究成果の紹介・展示（屋内）
- ホルスタイン種（成牛）、ヒナの展示
- やまがた地鶏の試食
- 鶏卵・牧草ロールお絵かきコーナー
- 大型トラクター展示コーナー

そのほか盛りだくさん

試食コーナーは、
数に限りがありますので、
お早めにお越し下さい。

